

## 福島県老人福祉施設整備資金利子補給金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、民間の老人福祉施設整備を支援・促進し、又は療養病床から老人福祉施設への転換を支援するため、社会福祉法人、日本赤十字社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条及び第163条の規定により設立された法人並びに医療法人（以下「社会福祉法人等」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

### (利子補給対象)

第2条 利子補給金の対象事業は、社会福祉法人等が、次のいずれかに該当する事業を実施するために当該設備資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合とする。

- (1) 社会福祉法人等が、別表1の施設を対象に別表2の整備を行う事業
- (2) 社会福祉法人等（開設前の決算で直近3カ年連続で純利益を計上しているもの及び直近2か年度においていずれも前年度と比して純利益が増加しているものを除く。）が、令和5年度末までに療養病床から特別養護老人ホーム（併設ショートステイを含む）、ケアハウスへ転換するため、別表3の整備を行う事業

### (利子補給対象期間)

第3条 利子補給の対象期間は、機構に利子の償還を開始した年度から20年間を限度とする。

ただし、震災等の特別な事由により独立行政法人福祉医療機構が返済の猶予を認めた場合又は福島県社会福祉施設整備土地取得事業特別補助金交付要綱（以下「土地取得特別補助金交付要綱」という。）の規定による補助金の補助対象となった社会福祉法人が当該補助金により購入及び造成を行う土地に当該社会福祉法人が整備する老人福祉施設の場合はこの限りではない。

### (利子補給額)

第4条 利子補給の額は、4月1日から翌年3月31日までの1か年(以下「当該年度」という。)に独立行政法人福祉医療機構に支払う利子の償還額（以下「当該年度利子償還額」という。）に対して、別表4の算定式により算出された額とする。

- 2 前項に規定する当該年度利子償還額は約定利息のみとし、棚上利息及び未払利息等は含まないものとする。

### (申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に指示する期日とする。

### (利子補給金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかに定める場合とする。

- (1) 借入期間の短縮、繰上償還により借入内容を変更する場合
- (2) 元金の償還方法及び利息の支払方法を変更する場合

(決定の通知等)

第7条 規則第7条の通知は、様式第2号によるものとする。

- 2 規則第9条第3項及び第16条第4項で準用する規則第7条の通知は、様式第7号によるものとする。
- 3 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更の承認の申請)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書を受理した場合において適正であると認めたときは、福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業変更承認書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(状況報告)

第9条 申請者は、第2条第1項の整備資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れたとき又は第4条に定める軽微な変更をしたときは、速やかに福島県老人福祉施設整備資金利子補給事業借入状況報告書(様式第5号)によりその状況を知事に報告しなければならない。

(利子補給金の交付時期)

第10条 利子補給金は、当該年度分の利子償還完了後に交付するものとする。

(利子補給の実績報告及び交付の請求)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第6号の1による実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の利子償還が完了した日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 償還金納入額領収書の写し
- (2) 独立行政法人福祉医療機構発行の借入金償還年次表の写し
- (3) 利子補給金額の算出表(付表)

- 2 申請者は、当該年度の利子償還が完了し、利子補給金の交付を受けようとするときは、様式第6号の2による請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 利子補給金の交付を受けた社会福祉法人等は、利子補給金の収支状況を記載した関係帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(書類の経由)

第13条 社会福祉法人等が、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所管の保健福祉事務所の長を経由して提出しなければならない。

(提出部数)

第14条 規則及びこの要綱に基づき社会福祉法人等が知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月14日から施行し、平成17年度分の利子補給金から適用する。
- 2 福島県社会福祉施設整備資金利子補給交付要綱（次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱の規定による廃止前の旧要綱第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業（老人福祉法に規定する老人福祉施設又は社会福祉法第2条第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設に係るものに限る。）については、この要綱の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月29日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月18日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業又は土地取得特別補助金交付要綱の規定による補助金の補助対象となった社会福祉法人が当該補助金により購入及び造成を行う土地に当該社会福祉法人が整備する老人福祉施設に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第5条の規定による決定等又は第6条第2項の規定による承認があった事業については、改正後の相当規定による決定等又は承認があったものとみなす。
- 3 第2条第1項第1号の規定する利子補給金の交付については、附則第2項に規定する事業又は土地取得特別補助金交付要綱の規定による補助金の補助対象となった社会福祉法人が当該補助金により購入及び造成を行う土地に当該社会福祉法人が整備する老人福祉施設に係る利子補給金の交付を除き、当分の間、休止するものとする。

別表1

対 象 施 設
福島県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱の規定による補助金の補助対象となった施設

別表2

区 分	整 備 内 容
建 築 資 金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新築 施設を新築するために必要な建築事業</li> <li>2 改築 既存施設の改築を行うために必要な建築事業</li> <li>3 拡張 既存施設の拡張（床面積の増加を伴うもの）を行うために必要な建築事業</li> <li>4 改造・修理 既存施設の改造、修理を行うために必要な修繕事業</li> </ol>
設備備品整備資金	機械器具、備品の整備事業 ただし、上記1、2及び3に伴う整備事業に限る。

別表 3

区 分	整 備 内 容
建 築 資 金	1 新築 施設を新築するために必要な建築事業 (土地取得に係る資金は除く。建物購入に係る資金については、現在の医療機関としての建物の老朽化が著しい等の理由により、別の建物を購入して老人福祉施設を開設する場合に限り対象とする。)
設備備品整備資金	機械器具、備品の整備事業 ただし、上記 1、2 及び 3 に伴う整備事業に限る。

別表 4

<p>1 別表 1 の対象施設のうちユニット型特別養護老人ホーム（この表において「ユニット型特養」という。）の整備事業を実施する場合（平成 16 年度以前に当該整備事業に着手した場合を除く。）</p> <p>ア又はイのいずれか低い方の額</p> <p>ア <math>A \times B = C</math>（円未満切捨て） <math>C \times 1 / 2 =</math> 利子補給額（千円未満切捨て）</p> <p>イ <math>A \times B = C</math>（円未満切捨て） <math>C \times 2.5\% \div D =</math> 利子補給額（千円未満切捨て）</p> <p>A：当該年度利子償還額（ユニット型特養に他の対象施設を併設する場合は、当該併設施設に係る当該年度利子償還額を除く。）</p> <p>B：公共スペースに係る利子償還額の割合（3 の J において同じ。） 次の算式で算出された割合（単位：%、少数点第 3 位以下切捨て） (利子償還総額－ユニットに係る利子償還額) ÷ 利子償還総額</p> <p>※ ユニットに係る利子償還額とは、「ユニット型指定介護老人福祉施設等の居住費について（平成 15 年 3 月 19 日老計発第 0319002 号・老振発第 0319003 号・老老発第 0319002 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）の別紙「居住費の算定方法」2（1）</p> <p>①アただし書の規定に基づき算出された額とする。</p> <p>D：借入利率</p>
---

2 別表1の対象施設のうちユニット型特養以外の施設の整備事業を実施する場合（平成16年度以前に当該整備事業に着手した場合を除く。）

ア又はイのいずれか低い方の額

ア  $E \times F = G$ （円未満切捨て）

$G \times 1 / 2 =$  利子補給額（千円未満切捨て）

イ  $E \times F = G$ （円未満切捨て）

$G \times 2.5\% \div H =$  利子補給額（千円未満切捨て）

E：当該年度利子償還額（ユニット型特養に他の対象施設を併設する場合は、当該併設施設に係る当該年度利子償還額）

F：制度補助額割合

次の算式で算出された割合（単位：％、小数点第3位以下切捨て）

制度補助額 ÷（制度補助額＋県単独補助額）

※ 制度補助額とは「福島県老人福祉施設等設備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱」に基づく補助金のうち、養護老人ホーム加算文を除いた補助金の額をいい、県単独補助額とは、当該加算分の補助金の額をいう。

H：借入利率

3 別表1の対象施設のうちユニット型特養の整備事業を実施する場合（平成16年度以前に当該整備事業に着手した場合。）

$I \times J = K$ （円未満切捨て）

$K \times L = M$ （円未満切捨て）

$M \times N \div O =$  利子補給額（千円未満切捨て）

I：当該年度利子償還額（ユニット型特養に他の対象施設を併設する場合は、当該併設施設に係る当該年度利子償還額を除く。）

J：公共スペースに係る利子償還額の割合

L：制度補助額割合

次の算式で算出された割合（単位：％、小数点第3位以下切捨て）

制度補助額 ÷（制度補助額＋県単独補助額）

※ 制度補助額とは「福島県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱」若しくは「福島県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱」に基づく補助金又は民間補助金の額をいい、県単独補助額とは「福島県特別養護老人ホームユニバーサルデザイン推進事業補助金交付要綱」に基づく補助金の額をいう。

N：2.5%（ただし、借入利率が2.5%未満の場合には、借入利率とする。）

O：借入利率

4 別表1の対象施設のうちユニット型特養以外の施設の整備事業を実施する場合（平成16年度以前に当該整備事業に着手した場合。）

$P \times Q = R$ （円未満切捨て）

$R \times S \div T =$  利子補給額（千円未満切捨て）

P：当該年度利子償還額（ユニット型特養に他の対象施設を併設する場合は、当該併設施設に係る当該年度利子償還額）

Q：制度補助（国県補助又は民間補助をいう。）基準額割合

次の算式で算出された割合（単位：％、少数点第3位以下切捨て）

・整備した施設の全てが福島県社会福祉施設快適スペース創造事業（この表において「快適」という。）対象施設の場合

制度補助基準額 ÷ 快適補助基準額

・整備した施設が快適対象施設と快適対象外施設に分かれる場合

制度補助基準額 ÷ （快適対象施設の快適補助基準額 + 快適対象外施設の制度補助基準額）

S：2.5%（ただし、借入利率が2.5%未満の場合には、借入利率とする。）

T：借入利率

5 別表1の対象施設のうち土地取得特別補助金交付要綱の規定による補助金の補助対象となった社会福祉法人が当該補助金により購入及び造成を行う土地に当該社会福祉法人が整備する老人福祉施設の場合

当該社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構に支払う当該年度利子償還額